

愛媛県土地家屋調査士会会館特別会計規程

(目的)

第1条 会館に関する資金の収支については、この規程による。

(収入)

第2条 会館の維持管理のための資金は、次の各号に掲げる収入とする。

- (1) 愛媛県土地家屋調査士会証紙貼用規程の第4条による証紙収入
- (2) 共済特別会計からの借入金
- (3) 寄付金・その他の収入

(支出)

第3条 前条の収入をもって、次の各号の支弁に当てる。

- (1) 会館（共用部分を除く）備え付けの備品等取得の支出
- (2) 前条第2号、3号の償還金並びに償還に伴う利息の支出
- (3) 会館修理積立金への支出
- (4) 共用部分の維持管理に要する費用として合同会館管理運営合同特別会計に繰入れ

(準用規定)

第4条 この規程に基づく経理事務の処理は、愛媛県土地家屋調査士会会計規程に準じて行う。

(規程の改廃)

第5条 この規程を改廃しようとするときは、理事会の決議を経なければならない。

附 則

(施行期日)

1. この規程は平成9年1月18日から施行する。
2. 施行日現在の貸借対照表に含まれる資産相当額は愛媛県土地家屋調査士会会計規程第19条を適用する。

(施行期日)

3. この規程は、平成13年6月1日から施行する。

(施行期日)

4. この規程は、平成21年4月15日から施行する。